

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
	VI	原子爆弾被爆者等を援護すること
担当部局・課	主管課	健康局総務課
	関係課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1 迅速に原爆症の認定を図ること					
(実績目標を達成するための手段の概要)					
疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会を毎月開催し、「原爆症認定に関する審査の方針」(平成13年5月25日策定)を目安として、申請者の個々の状況を総合的に勘案した上で審査を行っている。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
認定処理件数(件)	212	120	173	199	198
平均処理期間(日)	368	326	189	129	253
(備考)					
健康局総務課調査による。 平均処理期間は申請受理日を基準に、処分までの日数の平均値を算出したもの。小数点以下は四捨五入して算出。					
実績目標2 被爆者の健康の保持・増進を図ること					
(実績目標を達成するための手段の概要)					
被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、医療費の支給や健康診断等を行っている。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
被爆者健康診断受診率(%)	90.8	85.8	85.3	84.4	82.4
(備考)					
健康局総務課調査による。 被爆者健康診断受診率は、一般健康診断受診者/(被爆者健康手帳交付者+健康診断受診者証交付者)で計算。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

1年間における原爆症の認定数は180人（過去5年間平均）であり、認定に要する期間は平成11年度の平均368日から平成14年度の平均129日に短縮されたものの、平成15年度の平均は253日に増加している。平成15年度の処理期間が増加している理由は、平成14年度の申請件数が前年度518件に対し1,182件に増加したことと、平成14年度の異議申立の件数が前年度56件に対し186件に増加したことが考えられる。

また、健康診断の受診率は、過去5年間平均で85.7%と高水準であるが、毎年減少していく傾向にある。これは、高齢化に伴い日頃から医療機関にかかっている被爆者が増えており、健康診断を受診するのではなく、医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していることが原因だと考えられる。

被爆者の高齢化等に伴い、原爆症の認定申請の迅速な処理や原子爆弾被爆者の健康の保持・増進の必要性がなお一層求められる。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

原爆症の認定については、平成15年度の認定処理件数は198件であり、処理期間は平成15年度を除き年々短縮されていることから、「原爆症認定に関する審査の方針」を目安とした審査が処理の迅速化に有効であると考えられる。

また、被爆者の健康保持・増進については、健康診断の実施、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病に対する医療費の全額国費による支給などを実施しており、これにより被爆者の疾病の早期発見・早期治療が可能となり、政策手段として有効である。

政策手段の効率性の評価

原爆症の認定については、平成15年度を除き毎年平均処理期間が短縮されていることから、「原爆症認定に関する審査の方針」は原爆症の認定を迅速に行う上で効率的な手段といえる。

また、被爆者に対する健康診断や医療費の支給等は、疾病の早期発見・早期治療につながっており、効率的な手段といえる。

総合的な評価

認定処理件数は2年連続で200件近くあり、健康診断受診率は、8割を超える高水準であることなどから、原子爆弾被爆者の援護に効果があったと評価できる。

今後も引き続き現行の施策を推進し、原子爆弾被爆者の援護に努めていくことが必要と考えられる。

政策結果分類

③

分析分類

②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況
なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし。

⑤会計検査院による指摘
なし。